

船橋市私立保育所運営費補助金交付規則
(昭62規則5・改称)

(目的)

第1条 この規則は、市内において私立保育所を設置している者(以下「設置者」という。)に対し、私立保育所運営費補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、私立保育所の費用負担の軽減を図り、もって児童福祉の増進に資することを目的とする。

(昭62規則25・一部改正)

(定義)

第2条 この規則において「保育所」とは、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第35条第4項の規定により市長の認可を得て設置する法第39条に規定する保育所をいう。

(昭62規則25・平14規則18・平15規則38・一部改正)

(交付の要件)

第3条 補助金の交付を受けることができる設置者は、市長が法第24条第1項の規定により保育する必要があると認める児童を現に保育している者とする。

(平11規則17・一部改正)

(交付対象等)

第4条 補助金の交付の対象となる費用、補助金の算定基準及び補助金の額は、別表第1に掲げるとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする設置者(以下「申請者」という。)は、別表第2に掲げる日までに船橋市私立保育所運営費補助金交付申請書(第1号様式)により、市長に申請しなければならない。この場合において、別表第3に掲げる費用に係る申請にあつては、同表に定める書類を添付しなければならない。

(昭57規則20・全改、昭58規則22・昭62規則25・一部改正)

(交付可否の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市私立保育所運営費補助金交付可否決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知する。

(昭62規則25・平25規則71・一部改正)

(交付請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた申請者は、船橋市私立保育所運営費補助金交付請求書(第3号様式)により速やかに市長に請求しなければならない。

(昭62規則25・一部改正)

(交付の時期)

第8条 前条の規定による請求に係る補助金については、補助事業が完了した後において交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、補助事業の完了前に交付することができる。

(平20規則14・追加)

(報告の義務)

第9条 補助金の補助事業が完了した設置者は、補助金の使途を明確にするため補助事業が完了した日から起算して20日を経過する日又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに船橋市私立保育所運営費補助金実績報告書(第4号様式)により市長に報告しなければならない。

(昭62規則25・一部改正、平20規則14・旧第8条繰下・一部改正、令6規則38・一部改正)

(額の確定等)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、前条に規定する書類の審査により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合するものであるかどうかを調査

し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市私立保育所運営費補助金確定通知書(第5号様式)により当該設置者に通知する。

(平20規則14・追加)

(交付決定の取消し等)

第11条 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた設置者があるときは、市長は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(平20規則14・旧第9条繰下、平31規則27・一部改正)

(消費税仕入控除税額に係る取扱い)

第12条 補助金の交付を受けた設置者は、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、船橋市私立保育所運営費補助金消費税仕入控除税額報告書(第6号様式)により、補助事業が完了した日の属する年度の翌々年度の6月30日までに市長に報告するとともに、これを返還しなければならない。ただし、消費税額及び地方消費税額を補助金の交付の対象となる費用に含めないで第9条の規定による実績報告を行った場合には、この限りでない。

(令4規則58・追加)

(財産の処分の制限)

第13条 補助金の交付を受けた設置者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合は、この限りでない。

(令4規則58・追加)

(関係書類の整備)

第14条 補助金の交付を受けた設置者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類を補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間整備しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、本文に規定する期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令で定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで整備しておかなければならない。

(令4規則58・追加)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

(平10規則32・旧第1項・一部改正、平25規則99・旧附則・一部改正)

(交付対象等の特例)

2 令和7年度に限り、別表第1の8の項の規定は適用せず、予備保育士の雇用に要する費用に係る補助金の算定基準及び補助金の額は、別に定める。

(令7規則16・全改)

附 則(昭和55年6月30日規則第59号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則(昭和56年3月31日規則第45号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月31日規則第20号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年9月25日規則第60号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則(昭和58年3月31日規則第22号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月31日規則第27号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年9月29日規則第59号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の船橋市私立保育園運営費補助金交付規則の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則(昭和60年3月20日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の船橋市私立保育園運営費補助金交付規則の規定は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則(昭和60年3月30日規則第25号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年8月31日規則第54号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の船橋市私立保育園運営費補助金交付規則の規定は、昭和60年4月1日から適用する。

附 則(昭和61年3月25日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の船橋市私立保育園運営費補助金交付規則別表第1の9の項イの目の規定は、昭和60年7月1日から、同項ロの目の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則(昭和61年3月31日規則第17号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年10月15日規則第51号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の船橋市私立保育園運営費補助金交付規則別表第1の規定は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則(昭和62年3月31日規則第25号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年9月30日規則第49号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の船橋市私立保育所運営費補助金交付規則別表第1の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則(昭和63年3月31日規則第9号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年9月30日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の船橋市私立保育所運営費補助金交付規則別表第1の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則(平成元年3月31日規則第12号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成元年4月1日から施行する。ただし、別表第1の9の項アの目及びイの目の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の船橋市私立保育所運営費補助金交付規則別表第1の9の項アの目及びイの目の規定は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則(平成2年1月16日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の船橋市私立保育所運営費補助金交付規則の規定は、平成元年4月1日から適用する。

附 則(平成2年3月31日規則第14号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成2年9月29日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の船橋市私立保育所運営費補助金交付規則の規定は、平成2年4月1日から適用する。

附 則(平成3年3月30日規則第24号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。ただし、別表第1の3の項、4の項、5の項、9の項アの目及び10の項アの目の改正規定は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の別表第1の3の項、4の項、5の項、9の項アの目及び10の項アの目の規定は、平成2年4月1日から適用する。

附 則(平成4年3月31日規則第25号)
(施行期日等)

- 1 この規則は、平成4年4月1日から施行する。ただし、別表第1の3の項、4の項及び5の項の改正規定、同表6の項及び7の項の改正規定(「5.1箇月分」を「5.35箇月分」に改める部分に限る。)、同表9の項アの目及びイの目の改正規定並びに同表10の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定に限る。.)による改正後の別表第1の3の項、4の項、5の項、6の項、7の項、9の項アの目及びイの目並びに10の項の規定は、平成3年4月1日から適用する。

附 則(平成5年3月31日規則第29号)
(施行期日等)

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、別表第1の3の項、4の項及び5の項の改正規定、同表6の項及び7の項の改正規定(「5.35箇月分」を「5.45箇月分」に改める部分に限る。)、同表9の項アの目及びイの目の改正規定並びに同表10の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定に限る。.)による改正後の別表第1の3の項、4の項、5の項、6の項、7の項、9の項アの目及びイの目並びに10の項の規定は、平成4年4月1日から適用する。

附 則(平成6年3月31日規則第17号)
(施行期日等)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。ただし、別表第1の3の項の改正規定(「16万8,000円」を「17万5,300円」に改める部分に限る。)並びに4の項、5の項、9の項アの目及びイの目、10の項並びに22の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定に限る。.)による改正後の別表第1の3の項、4の項、5の項、9の項アの目及びイの目、10の項並びに22の項の規定は、平成5年4月1日から適用する。

附 則(平成7年3月31日規則第36号)
(施行期日等)

- 1 この規則中、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の船橋市私立保育所運営費補助金交付規則の規定は、平成6年4月1日から適用する。

附 則(平成8年3月29日規則第17号)
(施行期日等)

- 1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の船橋市私立保育所運営費補助金交付規則の規定は、平成7年4月1日から適用する。

附 則(平成9年3月31日規則第19号)
(施行期日等)

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、別表第1の2の項、3の項、6の項アの目及びイの目、7の項アの目及びイの目、10の項イの目並びに13の項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定に限る。.)による改正後の船橋市私立保育所運営費補助金交付規則の規定は、平成8年4月1日から適用する。

附 則(平成10年3月31日規則第32号)
(施行期日等)

- 1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成10年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の船橋市私立保育所運営費補助金交付規則の規定は、平成9年4月1日から適用する。

附 則(平成11年3月31日規則第17号)
(施行期日等)

- 1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成11年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の船橋市私立保育所運営費補助金交付規則の規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則(平成12年3月31日規則第27号)
(施行期日等)

- 1 この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成12年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の船橋市私立保育所運営費補助金交付規則の規定は、平成11年4月1日から適用する。

附 則(平成13年3月30日規則第25号)
この規則は、公布の日から施行し、改正後の船橋市私立保育所運営費補助金交付規則の規定は、平成12年4月1日から適用する。

附 則(平成13年3月30日規則第26号)
この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年2月28日規則第1号)抄
(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年3月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日規則第18号)
この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則(平成15年3月31日規則第38号)
この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日規則第70号)
この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第50号)
この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月30日規則第10号)
この規則は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の船橋市私立保育所運営費補助金交付規則の規定は、平成17年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規則第20号)
この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第14号)
この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年1月13日規則第2号)
(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の船橋市私立保育所運営費補助金交付規則(以下「新規則」という。)の規定は、平成20年4月1日から適用する。
(補助金の内払)
- 2 この規則の適用の日からこの規則の施行の日の前日までの間において、改正前の船橋市私立保育所運営費補助金交付規則の規定に基づく補助金として支払われた金額は、これに相当する新規則の規定に基づく補助金の内払とみなす。

附 則(平成21年3月31日規則第22号)
(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第1の3の項の改正規定、同表11の項の改正規定(「1,524,000円」を「1,600,000円」に改める部分を除く。)、同表12の項、13の項及び備考3の改正規定並びに第4号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、平成21年度分以後の年度分の補助金について適用し、平成20年度分までの補助金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に調製されている用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成22年3月31日規則第25号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第1の8の項の改正規定(「一時保育事業」を「一時預かり事業」に改める部分に限る。)、同表11の項から13の項までの改正規定、別表第2の12の項の改正規定及び別表第3の5の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の1の項、2の項、6の項及び8の項(「4.5月分」を「4.15月分」に改める部分に限る。)の規定は、平成22年度分以後の年度分の補助金について適用し、平成21年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成23年3月31日規則第18号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、別表第1の3の項及び10の項から13の項までの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の1の項、2の項、6の項及び8の項の規定は、平成23年度以後の年度分の補助金について適用し、平成22年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月30日規則第55号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第1の12の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の6の項及び10の項の規定は、平成24年度分以後の年度分の補助金について適用し、平成23年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月29日規則第71号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第6条及び別表第1の12の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の11の項の規定は、平成25年度分以後の年度分の補助金について適用し、平成24年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成25年10月2日規則第99号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の船橋市私立保育所運営費補助金交付規則の規定は、平成25年8月1日から適用する。

附 則(平成26年3月31日規則第46号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第1の8の項の改正規定(「並びに」を「及び」に改める部分に限る。)及び同表12の項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則(別表第1の8の項の改正規定(「2人以内」を「3人以内」に改める部分に限る。))及び同表13の項の改正規定に限る。)による改正後の船橋市私立保育所運営費補助金交付規則の規定は、平成26年度分以後の年度分の補助金について適用し、平成25年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月31日規則第29号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市私立保育所運営費補助金交付規則の規定は、平成27年度以後の年度分の補助金について適用し、平成26年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成28年3月30日規則第38号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市私立保育所運営費補助金交付規則の規定は、平成28年度以後の年度分の補助金について適用し、平成27年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成29年3月31日規則第54号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市私立保育所運営費補助金交付規則の規定は、平成29年度以後の年度分の補助金について適用し、平成28年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成30年3月30日規則第51号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市私立保育所運営費補助金交付規則の規定は、平成30年度以後の年度分の補助金について適用し、平成29年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月29日規則第27号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市私立保育所運営費補助金交付規則の規定は、平成31年度以後の年度分の補助金について適用し、平成30年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則(令和2年3月31日規則第58号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市私立保育所運営費補助金交付規則の規定は、令和2年度以後の年度分の補助金について適用し、令和元年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月31日規則第56号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市私立保育所運営費補助金交付規則の規定は、令和3年度以後の年度分の補助金について適用し、令和2年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則(令和4年3月31日規則第58号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市私立保育所運営費補助金交付規則の規定は、令和4年度以後の年度分の補助金について適用し、令和3年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則(令和5年3月31日規則第67号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市私立保育所運営費補助金交付規則の規定は、令和5年度以後の年度分の補助金について適用し、令和4年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則(令和6年3月29日規則第38号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市私立保育所運営費補助金交付規則の規定は、令和6年度以後の年度分の補助金について適用し、令和5年度分までの補助金については、なお従前の例による。

附 則(令和7年3月28日規則第16号)
(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別表第1の3の項の改正規定(「平成27年7月17日付け雇児発0717第10号」を「令和6年4月1日付けこ成保第225号」に改める部分に限る。)、同表11の項の改正規定(「平成27年7月17日付け27文科初第238号・雇児発0717第11号」を「令和6年3月30日付け5文科初第2592号・こ成保第191号」に改める部分に限る。)、同表備考13の改正規定(「平成27年5月21日付け雇児発0521第18号」を「令和6年3月30日付けこ成環第111号・こ支家第189号」に改める部分に限る。)及び同表備考16の改正規定(「令和5年7月31日付けこ成事第365号」を「令和5年9月7日付けこ成事第481号」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。
(経過措置)

2 この規則(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の船橋市私立保育所運営費補助金交付規則の規定は、令和7年度以後の年度分の補助金について適用し、令和6年度分までの補助金については、なお従前の例による。

別表第1

(平15規則38・全改、平16規則70・平17規則50・平18規則10・平19規則20・平20規則14・平21規則2・平21規則22・平22規則25・平23規則18・平24規則55・平25規則71・平25規則99・平26規則46・平27規則29・平28規則38・平29規則54・平30規則51・平31規則27・令2規則58・令3規則56・令4規則58・令5規則67・令6規則38・令7規則16・一部改正)

区分	補助金の算定基準		補助金の額
1 職員の処遇向上に要する費用	毎月1日在職の正規職員の数	ア 保育士 イ 保健師 ウ 助産師 エ 看護師 オ 准看護師 カ 理学療法士 キ 作業療法士 ク 言語聴覚士	正規職員1人当たり月額 35,100円
		ケ 栄養士又は管理栄養士	正規職員1人当たり月額 27,000円
		コ 事務長 サ 事務員の職務に従事する者 シ アからサまで、ス及びセに掲げるもののほか、保育に従事する者	正規職員1人当たり月額 20,610円
		ス 調理員の職務に従事する者 セ 用務員の職務に従事する者	正規職員1人当たり月額 19,130円
	期末手当の支給月1日在職の正規職員の数		正規職員1人当たり 1回目支給分47,720円2回目支給分49,840円(期末手当が年1回支給される場合は、97,560円)
2 主食給食に関する調理員の雇用に要する費用	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について(令和5年5月19日付けこ成保38・5文科初第483号)別紙2に規定する充足すべき職員数を超えて雇用する正規職員の調理員1人又は臨時的雇用職員の調理員1人及び勤務時間数。ただし、1日4時間を超える場合は4時間とする。		正規職員1人当たり月額197,800円以内。ただし、期末手当分として、1年につき、月額4.6月分を限度に加算する。 臨時的雇用職員1時間当たり1,076円以内

3 延長保育事業に要する費用	延長保育事業の実施について(令和6年4月1日付けこ成保第225号)別紙延長保育事業実施要綱に規定する延長保育事業を実施し、開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施する保育所において、毎月1日現在に特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について別紙2に規定する充足すべき職員数を超えて雇用する正規職員の保育士若しくは保育に従事する者又は臨時的雇用職員の保育士若しくは保育に従事する者であって市長が認めるもの1人			正規職員1人当たり月額226,700円以内。ただし、期末手当分として、1年につき月額の4.6月分を限度に加算する。 臨時的雇用職員1時間当たり1,630円以内かつ月額193,970円以内
	延長保育事業の実施について別紙延長保育事業実施要綱に規定する延長保育事業を実施し、開所時間を超えて30分以上の延長保育を実施する保育所			1月当たり 別表第4 により算定した額以内
4 施設の運営管理に要する費用	毎月1日現在の保育所の利用定員			児童1人当たり月額2,430円
	毎月1日在職の正規職員の数			正規職員1人当たり月額2,187円
	保育所又は保育所分園の建物及び設備の整備・修繕、環境の改善等に要する費用。ただし、市が貸し付けている保育所又は保育所分園の建物及び設備の整備・修繕、環境の改善等に要する費用を除く。			1箇所当たり月額150,000円以内
	市長が必要と認めた運営管理に要する費用			市長が必要と認めた額
5 児童の処遇向上に要する費用	毎月1日在籍の市内に在住する児童の数			総児童分 児童1人当たり月額1,150円 年齢別 3歳未満児1人当たり月額3,600円 3歳以上児1人当たり月額1,350円
6 産休明け保育に伴う看護師の雇用に要する費用	産休明け保育を実施する保育所において正規職員の保健師、助産師又は看護師であって市長が認めるもの1人			正規職員1人当たり月額235,400円以内。ただし、期末手当分として、1年につき、月額の4.6月分を限度に加算する。
7 保育所地域活動事業に要する費用	市長が認める保育所地域活動事業を実施する保育所			1保育所当たり年額 200,000円以内。ただし、保育所の設置運営期間が12月に満たない場合にあっては、1保育所当たり年額200,000円に保育所の設置運営期間の月数を12で除した数を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
8 予備保育士の雇用に要する費用	毎月1日現在において特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について別紙2に規定する充足すべき職員数を超えて雇用する正規職員の保育士であって市長が認めるもの3人以内			正規職員1人当たり月額203,800円以内。ただし、期末手当分として、1年につき、それぞれ月額の4.5月分を限度に加算する。
	毎月1日現在において特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について別紙2に規定する充足すべき職員数を超えて雇用する正規職員の保育士のうち市長が認めるものであって、1歳児及び2歳児5人につき保育士1人を配置する場合に追加が必要となるものの数以内			
9 障害児保育に要する費用	毎月1日在籍の障害児のための保育に従事する正規職員又は臨時的雇用職員の保	右欄の正規職員を配置する場合	障害児保育に従事する保育士等	基本分 正規職員1人当たり月額254,200円以内。ただし、正規職員

	育士、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士(この項においてこれらの者を「障害児保育に従事する保育士等」という。)、子育て支援員若しくは児童指導員(この項においてこれらの者を「障害児保育に従事する子育て支援員等」という。)又は市長が認めるもの			に係る期末手当分として、1年につき、それぞれ月額4.6月分を限度に加算する。 加算分 1日につき8時間を超える時間について臨時的雇用職員(市長が認めるものに限る。)を配置する場合は、(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、次に定める額のいずれかの額を加算する。 (1) 障害児保育に従事する保育士等 当該臨時的雇用職員1時間当たり1,645円以内かつ月額176,000円以内 (2) 障害児保育に従事する子育て支援員等 当該臨時的雇用職員1時間当たり1,460円以内かつ月額156,200円以内	
			障害児保育に従事する子育て支援員等	基本分 正規職員1人当たり月額236,400円以内。ただし、正規職員に係る期末手当分として、1年につき、それぞれ月額4.6月分を限度に加算する。 加算分 1日につき8時間を超える時間について臨時的雇用職員(市長が認めるものに限る。)を配置する場合は、(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、次に定める額のいずれかの額を加算する。 (1) 障害児保育に従事する保育士等 当該臨時的雇用職員1時間当たり1,645円以内かつ月額176,000円以内 (2) 障害児保育に従事する子育て支援員等 当該臨時的雇用職員1時間当たり1,460円以内かつ月額156,200円以内	
			右欄の臨時的雇用職員を配置する場合	障害児保育に従事する保育士等	臨時的雇用職員1時間当たり1,645円以内かつ月額452,300円以内
				障害児保育に従事する子育て支援員等	臨時的雇用職員1時間当たり1,460円以内かつ月額401,500円以内
10 休日保育事業に要する費用	市長が別に定める休日保育事業を実施する保育所			基本分 1保育所当たり年額2,000,000円以内。ただし、休日保育事業	

		の実施期間が12月に満たない場合にあつては、1保育所当たり年額2,000,000円に休日保育事業の実施期間の月数を12で除した数を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) 加算分 <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)</u>の規定による保護を受けている世帯及びこれに準ずる世帯として市長が認める世帯の利用児童1人当たり 利用料相当額として市長が認める額
11 一時預かり事業に要する費用	一時預かり事業の実施について(令和6年3月30日付け5文科初第2592号・こ成保第191号)別紙一時預かり事業実施要綱(以下「一時預かり実施要綱」という。)に規定する一時預かり事業のうち、一般型を実施する保育所であつて、市長が認めるもの	基本分 (1)に(2)を加えた額。ただし、<u>別表第5</u>の左欄に掲げる場合にあっては、基本分から<u>同表</u>の右欄に掲げる額を控除した額 (1) 月額分 月額453,400円以内。ただし、配置する保育従事者が1人である場合には、年間計画における利用人数に応じた年間基準額を12月と期末手当分の月数を合算した数で除した額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)以内とする。 (2) 期末手当分 1年につき、月額分の4.6月分(配置する保育従事者が1人である場合には、年間基準額から月額分に12を乗じて得た額を差し引いた額)を上限とする。ただし、年度の途中で配置した保育従事者の数を変更した場合には、2人以上を配置した月数と1人を配置した月数でそれぞれ按分した額を合算した額を上限とする。 加算分 (1)から(3)までを合計した額 (1) 利用児加算 0歳児1人当たり日額2,200円 1歳以上

		児1人当たり日額1,600円 (2) 生活保護世帯等利用加算 <u>生活保護法</u>の規定による保護を受けている世帯及びこれに準ずる世帯として市長が認める世帯の利用児1人当たり利用料相当額として市長が認める額 (3) 障害児加算 障害児のための保育に従事する保育従事者を配置する場合は、当該障害児1人当たり日額3,600円
12 分園推進事業に要する費用	保育所分園の設置運営について(平成10年4月9日付け児発第302号)により設置された分園(令和5年度以前に設置された分園に限る。)を運営する保育所	1保育所当たり年額1,800,000円以内。ただし、保育所分園の設置運営期間が12月に満たない場合にあっては、1保育所当たり年額1,800,000円に保育所分園の設置運営期間の月数を12で除した数を乗じて得た額
13 土地の賃借に要する費用	令和5年度においてこの項の補助を受けている保育所若しくは保育所分園の土地(市若しくは当該保育所を経営する法人と利害関係を有する者が所有する土地又は公定価格の算定に当たり賃借料に係る加算の対象となる保育所若しくは保育所分園の土地であって、市長が定めるものを除く。)又は同年度において市長が別に定めるところにより土地の賃借に係る補助を受けている保育所若しくは保育所分園の土地に係る賃借に要する費用	1箇所当たり年額2,000,000円を上限として、年間賃借料の総額の2分の1の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)。ただし、賃借期間が12月に満たない場合にあっては、1箇所当たり年額2,000,000円に賃借期間の月数を12で除した数を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を上限として、年間賃借料の総額の2分の1の額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
14 栄養士の雇用に要する費用	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について別紙2に規定する充足すべき職員数を超えて雇用する正規職員の栄養士又は管理栄養士1人	正規職員1人当たり月額226,700円以内。ただし、期末手当分として、1年につき、月額4.6月分を限度に加算する。

備考

- 1 正規職員とは、市内の保育所で1日6時間以上、月20日以上勤務する者をいう。
- 2 臨時的雇用職員とは、市内の保育所で勤務する者のうち1に掲げる以外の者をいう。
- 3 保育士とは、法第18条の4に規定する者をいう。
- 4 保健師とは、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第2条に規定する者をいう。
- 5 助産師とは、保健師助産師看護師法第3条に規定する者をいう。
- 6 看護師とは、保健師助産師看護師法第5条に規定する者をいう。

- 7 准看護師とは、保健師助産師看護師法第6条に規定する者をいう。
- 8 理学療法士とは、理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)第2条第3項に規定する者をいう。
- 9 作業療法士とは、理学療法士及び作業療法士法第2条第4項に規定する者をいう。
- 10 言語聴覚士とは、言語聴覚士法(平成9年法律第132号)第2条に規定する者をいう。
- 11 栄養士とは、栄養士法(昭和22年法律第245号)第1条第1項に規定する者をいう。
- 12 管理栄養士とは、栄養士法第1条第2項に規定する者をいう。
- 13 障害児とは、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づく特別児童扶養手当の支給対象児(所得により手当の支給を停止されている場合を含む。)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた児童若しくは千葉県療育手帳制度実施要綱(昭和62年千葉県要綱)の規定により療育手帳の交付を受けた児童又は市長が認めた障害児をいう。
- 14 子育て支援員とは、子育て支援員研修事業の実施について(令和6年3月30日付けこ成環第111号・こ支家第189号)の別紙子育て支援員研修事業実施要綱に規定する地域保育コースの地域型保育の専門研修を修了した者をいう。
- 15 児童指導員とは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第21条第6項に規定する者をいう。
- 16 保育従事者とは、一時預かり実施要綱4(1)④の保育従事者をいう。
- 17 年間基準額とは、子ども・子育て支援交付金交付要綱(令和5年9月7日付けこ成事第481号)別紙一時預かり事業の項3基準額の欄における1運営費(1)一般型ア(ア)基本分①又は②の表に掲げる基準額をいう。
- 18 公定価格とは、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項に規定する特定教育・保育に要する費用をいう。
- 19 当該保育所を経営する法人と利害関係を有する者とは、次に掲げる者をいう。
 - (1) 当該法人の役員
 - (2) 当該保育所の施設長
 - (3) その他市長が定める者

別表第2

(平15規則38・全改、平16規則70・平17規則50・平18規則10・平19規則20・平21規則22・平22規則25・平26規則46・平27規則29・平28規則38・一部改正)

区分	申請期限
1 職員の処遇向上に要する費用	1. 2. 3月分 3月31日 4. 5. 6月分 7月15日 7. 8. 9月分 10月15日 10. 11. 12月分 1月15日
2 主食給食に関する調理員の雇用に要する費用	1. 2. 3月分 3月31日 4. 5. 6月分 7月15日 7. 8. 9月分 10月15日 10. 11. 12月分 1月15日
3 延長保育事業に要する費用	1. 2. 3月分 3月31日 4. 5. 6月分 7月15日 7. 8. 9月分 10月15日 10. 11. 12月分 1月15日
4 施設の運営管理に要する費用	1. 2. 3月分 1月15日 4. 5. 6月分 4月15日 7. 8. 9月分 7月15日 10. 11. 12月分 10月15日
5 児童の処遇向上に要する費用	1. 2. 3月分 3月31日 4. 5. 6月分 7月15日 7. 8. 9月分 10月15日 10. 11. 12月分 1月15日

6 産休明け保育に伴う看護師の雇用に要する費用	1. 2. 3月分 3月31日 4. 5. 6月分 7月15日 7. 8. 9月分 10月15日 10. 11. 12月分 1月15日
7 保育所地域活動事業に要する費用	3月31日
8 予備保育士の雇用に要する費用	1. 2. 3月分 3月31日 4. 5. 6月分 7月15日 7. 8. 9月分 10月15日 10. 11. 12月分 1月15日
9 障害児保育に要する費用	1. 2. 3月分 3月31日 4. 5. 6月分 7月15日 7. 8. 9月分 10月15日 10. 11. 12月分 1月15日
10 休日保育事業に要する費用	4. 5. 6. 7. 8. 9月分 10月15日 10. 11. 12. 1. 2. 3月分 3月31日
11 一時預かり事業に要する費用	1. 2. 3月分 3月31日 4. 5. 6月分 7月15日 7. 8. 9月分 10月15日 10. 11. 12月分 1月15日
12 分園推進事業に要する費用	3月31日
13 土地の賃借に要する費用	3月31日
14 栄養士の雇用に要する費用	1. 2. 3月分 3月31日 4. 5. 6月分 7月15日 7. 8. 9月分 10月15日 10. 11. 12月分 1月15日

別表第3

(平15規則38・全改、平16規則70・平17規則50・平18規則10・平19規則20・平21規則22・平22規則25・平26規則46・平27規則29・平29規則54・令3規則56・令6規則38・令7規則16・一部改正)

区分	添付書類
1 職員の処遇向上に要する費用	ア 職員名簿 イ 保育士証、栄養士免許証、管理栄養士免許証、保健師免許証、助産師免許証、看護師免許証、准看護師免許証、理学療法士免許証、作業療法士免許証又は言語聴覚士免許証の写し 注 2回目以降の申請にあつては、職員に変更が生じた場合にのみ当該職員に係る書類を添付すること。
2 延長保育事業に要する費用	延長保育実施状況報告書
3 産休明け保育に伴う看護師の雇用に要する費用	保健師免許証、助産師免許証又は看護師免許証の写し 注 2回目以降の申請にあつては、職員に変更が生じた場合にのみ当該職員に係る書類を添付すること。
4 障害児保育に要する費用	保育士証、保健師免許証、助産師免許証、看護師免許証、准看護師免許証、理学療法士免許証、作業療法士免許証、言語聴覚士免許証、子育て支援員研修修了証書又は児童指導員の資格(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第43条 に該当するもの)を証明するものの写し 注 2回目以降の申請にあつては、職員に変更が生じた場合にのみ当該職員に係る書類を添付すること。
5 休日保育事業に要する費用	休日保育実施状況報告書
6 一時預かり事業に要する費用	一時預かり実施状況報告書
7 土地の賃借に要する費用	ア 当該土地の賃借契約書の写し イ 当該土地の登記事項証明書 ウ 当該保育所を経営する法人と貸主が利害関係を有しないことを誓約する書面

	エ その他市長が必要と認める書類
8 栄養士の雇用に要する費用	栄養士免許証又は管理栄養士免許証の写し 注 2回目以降の申請にあっては、職員に変更が生じた場合にのみ当該職員に係る書類を添付すること。

別表第4

(平17規則50・全改、令3規則56・令6規則38・令7規則16・一部改正)

平均対象児童数	単価		
	1時間延長	2時間延長	3時間延長
1人又は2人	62,500円	169,000円	181,500円
3人～5人	146,750円	169,000円	181,500円
6人～9人	252,500円	338,250円	363,250円
10人～19人	296,250円	447,500円	497,500円
20人～29人	369,000円	629,500円	721,000円
30人～39人	441,750円	811,500円	944,500円
40以上にあっては、10人ごとに加算	72,750円	182,000円	223,500円

備考

- 1 対象児童数とは、11時間の開所時間の前後の時間において、1時間延長にあっては30分を超える時間、2時間延長にあっては1時間30分を超える時間、3時間延長にあっては2時間30分を超える時間の延長保育を利用した児童の数をいう。ただし、2時間延長の対象児童数は1時間延長として算定された対象児童数を、3時間延長の対象児童数は2時間延長及び1時間延長として算定された対象児童数を除いた数とする。
- 2 平均対象児童数とは、月の各週ごとの最も多い対象児童数をもって平均し、小数点以下第1位を四捨五入して得た数をいう。
- 3 2時間延長を実施している保育園において、2時間延長の対象児童数には算定されないが、1時間延長の対象児童数に算定される場合は、1時間延長の平均対象利用児童数により算定された単価を加算する。
- 4 3時間延長を実施している保育園において、3時間延長の対象児童数には算定されないが、2時間延長及び1時間延長の対象児童数に算定される場合は、2時間延長及び1時間延長の平均対象利用児童数により算定された単価を加算する。
- 5 11時間の開所時間の前後の時間において、30分以上1時間未満の延長保育を実施し、かつ、平均対象児童数が1人以上の場合にあっては、単価は62,500円とする。

別表第5

(平28規則38・追加、令3規則56・一部改正)

区分	控除額
1 1月当たりの事業の実施日数が1日に満たない月がある場合	基本分を12で除して得た額に、事業の実施日数が1日に満たない月数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)
2 1月当たりの事業の実施日数が1日以上15日未満である月がある場合	基本分に2分の1を乗じて得た額を12で除して得た額に、事業の実施日数が1日以上15日未満であった月数を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)

第1号様式

(昭62規則25・平3規則24・平17規則50・令4規則58・一部改正)

第1号様式

年 月 日

船橋市長 あて

保 育 所 名
所 在 地
代表者氏名

船橋市私立保育所運営費補助金交付申請書

私立保育所運営費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請金額 円(月分)
- 2 内 訳 別紙のとおり
- 3 添付書類

第2号様式

(昭56規則45・全改、昭62規則25・平6規則17・平22規則25・平28規則38・平31規則27・令6規則38・一部改正)

第2号様式

年 月 日

様

船橋市長 

船橋市私立保育所運営費補助金交付可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった私立保育所運営費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付します。 交付決定額 円
内訳

区 分	交 付 金 額

2 交付しません。
理由

第3号様式

年 月 日

船橋市長 あて

保 育 所 名
所 在 地
代表者氏名

船橋市私立保育所運営費補助金交付請求書

私立保育所運営費補助金を下記のとおり請求します。

記

請求金額 円(月分)

第4号様式

(昭62規則25・平3規則24・平17規則50・平21規則22・令4規則58・令5規則67・一部改正)

第4号様式

年 月 日

船橋市長 あて

保 育 所 名
所 在 地
代表者氏名

船橋市私立保育所運営費補助金実績報告書

年 月 日に交付決定を受けた私立保育所運営費補助金に係る事業実施
状況について別紙のとおり報告します。
消費税及び地方消費税の適用に関する事項

第5号様式

(平20規則14・追加、平22規則25・一部改正)

第5号様式

年 月 日

様

船橋市長 

船橋市私立保育所運営費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業について、次のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

指 令 年 月 日	年 月 日	指令番号	船橋市指令第 号
補 助 年 度			
補 助 対 象 の 区 分			
交 付 決 定 額			
補助対象経費精算額			
交 付 確 定 額			

第6号様式

年 月 日

船橋市長 あて

保育所名

所在地

代表者氏名

船橋市私立保育所運営費補助金消費税仕入控除税額報告書

年 月 日に交付決定を受けた私立保育所運営費補助金について、下記
のとおり報告します。

記

交付確定額 円

確定申告により確定した私立保育所運営費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る
仕入控除税額 円